

令和4年度第2回会議（書面会議）における委員意見とその対応について
※議事については全件承認

【「議事（3）循環バス令和5年4月1日改正内容」に対する意見】

[委員意見] 追分地区の循環バスの順路について、町民の利用が多い「追分郵便局」に停留所を置いてほしい。

[事務局コメント] 循環バスは「他の公共交通との調和に考慮しながら、追分、安平、早来、遠浅の地区間を跨ぐ移動を担うもの」としています。これら4地区にはそれぞれ郵便局が所在しており、「追分郵便局」については利用者の多くが追分地区に居住する方であることを勘案すると、自宅と街中を結ぶ小地域内の移動目的に対応している「デマンドバス」において対応を検討することが相応しいものと考えます。

つきましては、安平町商工会が主宰する「デマンドバス運行協議会」に対して、「ハイヤー等との役割分担・共存」の観点も念頭におきながら検討していただくよう働きかけてまいります。

【「議事（5）安平町地域公共交通協議会規約の一部改正」に対する意見】

[委員意見] （承認いたしますが、）第6条第5項の改正案については、会長の不在により協議会を招集できない場合を想定し、職務代理者を互選する方法を別に定める必要が生じると思います。

[事務局コメント] このたびのご意見は「会長が不在となれば、互選する会議そのものを招集できない規定になっている」とのご指摘であると受け止めております。職務代理者が互選されるまでの間は事務局が職務を代理するなど、どのような条文規定が適切であるか検討し、今後の会議において改正についてお諮りしてまいります。

【「その他意見等」の欄への委員記述】

[委員意見1] 内容を確認させていただきました。丁寧に作成されていると思います。

[委員意見2] 今年度循環バスの利用が増加したことは、コロナ生活に落ち着きが出始めたこともあるかと思う一方で、事業評価の⑥欄に記載の「停留所の増加」などの対応については、これまでの安平町の取組の賜物であると思料いたします。

今後とも町内交通の接続を見据えた鉄道利用の促進並びに町民ニーズに即した循環バス、デマンドバスの最適化・見直し・改善に努めていただければと思います。

[事務局コメント] 公共交通に携わる者にとりまして励みになるお言葉を賜りありがとうございます。今回の議事とした事業評価及び提案内容につきましては、委員や利用者からのご意見等を踏まえ具現化した結果に他なりません。今後も安平町地域公共交通計画に基づく取組を推進するとともに、町民等の声を聞きながら公共交通の活性化に努めてまいり所存でございますので、引き続きご理解ご協力をよろしくお願いいたします。